

市町村ひとつづくり助成金交付事業 概要

市町村ひとつづくり助成金交付事業「公益財団法人岡山県市町村振興協会市町村ひとつづくり助成金交付要綱」について説明します。

市町村ひとつづくり
助成金交付事業とは？

市町村が岡山県内では受講の機会のない高度で専門的な研修を行う研修機関等に職員等を派遣した場合に、受講経費等の一部を助成します。

助成対象者は？

- 一般職（会計年度任用職員を除く）
- 特別職（市町村長、副市長、教育長、公営企業の管理者）

助成対象研修施設等	助成金額		その他注意事項
	受講経費※	交通費	
市町村職員中央研修所 （市町村アカデミー）	受講経費全額 〈対象〉 ・研修費 ・研修生活動費 ・教材用図書費 ・特別セミナー参加経費	実費額 （上限 23,000 円）	対面研修・セミナーが対象。 （一財）自治体国際化協会から 受講経費等が助成される研修 があります。その場合はそち らの助成制度をご利用くださ い。
全国市町村国際文化研修所 （国際文化アカデミー）	受講経費全額 〈対象〉 ・研修費 ・研修生活動費 ・教材用図書費 ・特別セミナー参加経費	実費額 （上限 11,000 円）	また、その他の団体から助成 される研修がある場合も、そ の団体の助成制度をご利用く ださい。
自治大学校	受講経費の2/3 〈対象〉 ・納入金 ・校友会費	助成対象外	<u>対面研修のみ対象。</u>
全国建設研修センター	受講経費の2/5 〈対象〉 ・研修会費	助成対象外	<u>対面研修のみ対象。</u>
日本下水道事業団	受講料の1/4	助成対象外	3日間コース以上の対面研修 のみ対象。

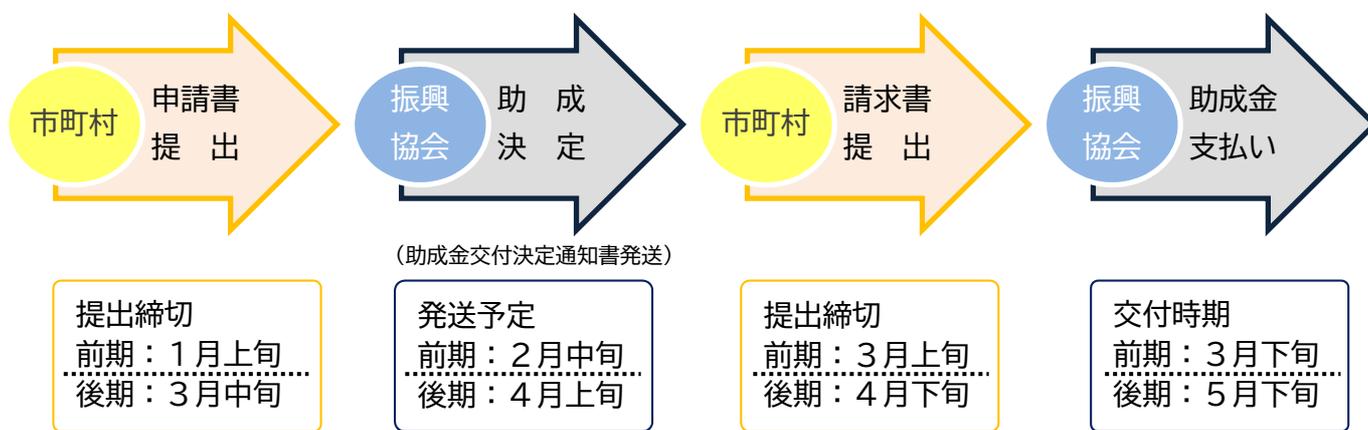
※ 食費は助成対象外です。

※ 受験料のみは助成対象外です。

市町村ひとつづくり助成金交付事業 事務手続き

市町村ひとつづくり助成金交付事業をご利用いただく際の事務手続きの流れは次のとおりです。
手続きに必要な様式は、当協会ホームページ内[申請書ダウンロード](http://www.shinko-okayama.jp/dl.html) (<http://www.shinko-okayama.jp/dl.html>)
にあります。

なお、「申請書」及び「助成金交付決定通知書」については、押印省略とします。



1 申請書提出 (市町村)

申請期限までに次の書類を振興協会理事長宛に提出してください。申請書への**押印**は**不要**です。

- ①市町村ひとつづくり助成金交付申請書（様式第1号）
- ②市町村ひとつづくり助成金経費内訳書
- ③各研修機関から発行される修了証書等の写し



- 1 **食費**は**助成対象外**です。特に全国市町村国際研修所の請求書には食費も含まれていますので、申請の時は**食費を除いて**申請してください。
- 2 受講生が研修を修了しているか否かを確認し、**未修了**の場合はご相談ください。
- 3 **技術系の研修等**は、研修担当課で受講の有無が把握できていない場合があります。申請する前に**関係部署へ確認**をお願いします。
- 4 セミナー等、修了証が発行されないものについては**提出不要**です。
ただし、自治大学校については、**受講の確認ができる書類**（受講決定通知の写し、請求書等）を提出してください。
- 5 次のような研修を受講した場合、同一人物が受講したとしても、修了証も別々に発行されるため、**別人として人数をカウント**してください。

(例)

助成対象団体	研修名	受講生	人数
自治大学校	基本法制研修	研修花子	1
	第2部 182期研修	研修花子	1
建設研修センター	ダム管理主任技術者研修（学科）	岡山太郎	1
	ダム管理主任技術者研修（実技）	岡山太郎	1

2 助成決定（振興協会）

提出された申請書を審査し助成を決定します。

助成金交付決定通知書は公印省略でメール送付します。

【振興協会から送付するもの】

市町村ひとづくり助成金交付決定通知書（様式第2号）

3 請求書提出（市町村）

請求書締切日までに以下の書類を振興協会理事長宛に提出してください。

請求書は今まで通り**押印**をお願いします。

市町村ひとづくり助成金請求書（様式第3号）

4 助成金支払い（振興協会）

提出された書類を確認後、

前期分（4月～12月）は、当該年度の3月中に支払います。

後期分（1月～3月）は、5月中（20日頃）に支払います。

市町村ひとづくり助成金交付事業 Q&A

市町村ひとづくり助成金交付事業をご利用いただく際に、よくあるお問い合わせの内容をまとめました。参考にご覧ください。

Q.1 市町村アカデミーや国際文化アカデミーでインターバルのある研修を受講しましたが、その際の交通費の取り扱いはどのように行えばいいですか。

A.1 インターバルのある研修については全期間を受講して1件の研修とみなします。したがって、交通費も【1回分（1往復分）のみ】が助成となります。

Q.2 助成金交付の際、振込先を2か所に分けて振り込んでもらうことは可能ですか？

A.2 振込先は現在登録している【口座1か所】でお願いします。また、振込先が変更になった場合は早目にお知らせください。